

企業組合労協センター事業団 介護福祉士実務者研修学則

(事業者の名称・所在地)

第1条 本講座を実施する法人の名称、所在地は次の通りである。

名称 企業組合労協センター事業団 代表理事 藤田 徹

所在地 東京都豊島区東池袋1丁目44番地3号 ISP タマビル7階

(実施場所：富山市奥田新町7-35 第2ボルファートビル1F)

(目的)

第2条 社会福祉士法及び介護福祉士法に基づき、介護福祉に関する専門的知識及び技術を修得させ、高齢者の増大かつ多様化するニーズに対し質の高い介護を社会に提供する人材を育成し、広く地域社会に貢献することを目的とする。

(研修事業の名称)

第3条 研修事業の名称は次の通りとする。

企業組合労協センター事業団 介護福祉士実務者研修

(修業年限及び定員等)

第4条

・通学課程

課程	修業年限	受講定員	学級数	総定員
実務者研修(通学)	6か月	20名	1	20名

ただし、選考後の受講予定者が8名に満たない場合、中止となる場合がある

(開講時期)

第5条 年間1回入校(2月)

(入学資格)

第6条 次のいずれにも該当する方。

- ・公共職業安定所に求職申し込みをされている方
- ・公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けられる方
- ・看護師、ホームヘルパー(2級、1級)、介護職員基礎研修、介護職員(初任者)養成研修修了資格を取得していない方

(受講料、実習費用等)

第7条 受講料は無料だが、テキスト代金は実費とする。

(受講手続き)

第8条 受講申込みは最寄りの公共職業安定所で行い、募集期間終了後、選考会を行う。

(受講者の選考)

第9条 適性検査、面接により選考を行う。

(受講者本人の確認)

第10条 入校申込書と本人を確認できる公的書類（運転免許証、健康保険被保険者証など）を入校日に提示してもらい照合の上、受講者本人かどうかを確認する。

(出欠について)

第11条 遅刻、欠席、早退の場合、該当する時間は欠席となる。

(休校日について)

第12条 土・日・祝日・夏季（8/13～8/15）・年末年始（12/28～1/3）

非常災害その他の急迫の事情があるとき、臨時に授業を行わないことがある。

(履修方法)

第13条 各科目の出席時間数が別紙履修科目別時間数の2/3以上の出席時間を満たさないと当該科目の履修認定は行わないものとする。

(課程修了の認定方法)

第14条 次の(1)(2)を満たし(3)(4)の合格基準を満たす者が、課程を修了した者と認定する。

(1)研修カリキュラムを履修すること。

・出欠表の記載、レポートの提出により確認

(2)各科目修了後、「理解度確認テスト」を実施（テキストより抜粋）

・正答率70%以上であること。70%未満は再指導の上、再テストを行う。

(3)全カリキュラム履修後、実技評価を行い、C以上の評価を得ること。

A …常にできている。

B …大体できている。

C …声がけによりできる。

D …全くできない。

(4)全カリキュラム履修後に行う筆記試験においてB以上の評価を得ること。

A …正答率80%以上、各科目の正答率50%以上。

B …正答率70%以上、各科目の正答率50%以上。

C …正答率70%以上、正答率50%以下の科目がある。（部分追試）

D …正答率70%未満。（全科目追試）

(時間割)

第15条 時間割については下表のとおり。

1 限	9 : 00～9 : 50
2 限	10 : 00～10 : 50
3 限	11 : 00～11 : 50
(昼休憩) 11 : 50～13 : 00	
4 限	13 : 00～13 : 50
5 限	14 : 00～14 : 50
6 限	15 : 00～15 : 50

(研修カリキュラム)

第 16 条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別紙のとおりとする。

(退学)

第 17 条 受講生が退学しようとするときは、その事由を記載した書類を提出し、許可を受けなければならない。

(卒業)

第 18 条 研修修了の認定を受けた者には、修了証書を授与する。

(教職員の組織)

第 19 条 次の教職員を置く。

- ・ 校長
- ・ 教務に関する主任者
- ・ その他の教員
- ・ 医療的ケア担当教員
- ・ 事務職員

(賞罰)

第 20 条 受講者が学則並びに企業組合労協センター事業団の定める諸規則を守らず、受講生としての本分に反する行為があったときは、懲戒処分を行うことができる。

懲戒は指導、警告、勧告及び退学とする。

【判断基準】

- ・ 欠席、遅刻及び早退が著しく多い場合や技能及びこれに関する知識の習得状況が著しくない場合等、修了が見込まれない者。
- ・ 学習態度が著しく悪く、カリキュラムの進行を妨げる者。
- ・ 他の受講者の学習を著しく妨げる者。
- ・ 法令違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、受講として相応しくない者。
- ・ その他、受講継続が困難である者。

(個人情報の取り扱いについて)

第 21 条 当校が本人確認書類等により知り得た受講生などの個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

(公表する情報の項目)

第 22 条 研修機関が公表すべき情報についてはホームページ上で公表する。

<http://www.workers-coop.com/honbu/hokusin/>

- ・ 設置者に関する情報
 - ① 設置者の法人種別、名称並びに主たる事務所の所在地及び連絡先
 - ② 法人の代表者の氏名
 - ③ 実務者養成施設等以外の実施事業
 - ④ 財務諸表
- ・ 実務者養成施設等に関する情報
 - ① 実務者養成施設等の名称、住所及び連絡先
 - ② 実務者養成施設等の代表者の氏名
 - ③ 実務者養成施設等の開設年月日
 - ④ 学則等
 - ⑤ 実務者養成施設等の研修施設、図書室（蔵書数を含む。）等の設備の概要
- ・ 養成課程に関する情報
 - ① 養成課程のスケジュール（期間、日程、時間数）
 - ② 定員
 - ③ 入所までの流れ（募集、申込、資料請求先）
 - ④ 費用
 - ⑤ 科目ごとのシラバス
 - ⑥ 教員数、科目ごとの担当教員名（教員の氏名、略歴、保有資格）
 - ⑦ 使用する教材
- ・ 実績に関する情報
 - 卒業者の延べ人数

(施行細則)

第 23 条 この学則に必要な細則ならびに定めのない事項で必要があると認められる場合には研修事業者側がこれを定める。

(附則)

第 24 条 この学則は平成 28 年 2 月 1 日より施行する。